

福島市広告付番号案内表示システム等の設置及び 運用事業に係る企画提案募集要項

1 趣旨

福島市役所庁舎棟1階・2階フロアの混雑緩和、利用環境の向上、窓口の運営管理を円滑に実施し、市民サービスの向上を図ること、広告表示を取り入れることで設置費用及び運営経費等削減を図ることを目的に、広告付番号案内表示システム（以下「システム」という。）を設置し、運用する事業者（以下「事業者」という。）を募集する。

2 事業を行う施設及び設置場所

（1）施設の所在地及び名称

福島市五老内町3番1号 福島市役所庁舎棟1・2階

（2）設置場所

福島市役所 市民課総合窓口、国保年金課窓口、市民税課窓口、待合ロビー等

3 事業概要

- （1）システム関連機器である窓口受付システム、呼出のための番号表示モニターと、市政情報・広告表示モニター等の設置。現況の番号発券機システムの撤去及び廃棄処分を含む。
- （2）導入機器等の適正な維持管理。
- （3）民間企業等の広告主の募集、広告表示モニターに表示する広告の制作。
- （4）設置事業者は、導入機器等に広告を掲載することで得られる収入により、機器等の調達・設置や保守、撤去等の経費を賄う内容とし、機器等の費用とは別に放映料及び電気料を納付するものとする。
- （5）システム設置に伴う待合ロビー等のレイアウトの改修。
- （6）導入機器等の操作研修の実施。

4 事業期間

システムの運用開始日（令和8年5月6日を予定。）から5年間とする。なお、双方の合意があった場合は、期間を変更することができるものとする。また、設置のための準備期間は別途設けること。

5 応募条件

- （1）企画提案は別添「仕様書」の内容を満たすもので、本市の現状を踏まえ、事業の目的が最も発揮できる企画内容であること。
- （2）放映する広告については、「福島市広告付番号案内表示システム等の設置及び運用事業に関する広告放映要綱」及び「福島市広告付番号案内表示システム等の設置及び運用事業に関する広告放映基準」に基づき掲載すること。
- （3）事業者は広告内容を審査できる体制が適正に整えられているものとし、広告に係る一切の責任を負うものとする。
- （4）事業実施期間の満了又は事業期間中に事業を中止する事由が生じたときは、事業者の負担により速やかにモニター等を撤去し、行政財産の原状に回復すること。

6 参加資格

- (1) 自ら広告主の募集並びに放映する広告及び市政情報を制作することができ、外部広告機構において広告審査内容を審査できる体制が整えられ、事業を円滑に運用できる広告代理店であること。(個人代理店を除く。)
- (2) 応募時点で、3年以上の事業実績を有する事業者で、福島市と円滑な連絡調整ができる地域(福島県内)に本社又は支社、営業所を有し、機器等のメンテナンスに1時間以内に対応ができること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)による更生又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 福島市暴力団排除条例(平成24年福島市条例第10号)に規定する暴力団または暴力団員等ではないこと。
- (6) 市区町村税又は国税を滞納していないこと。
- (7) 過去5年以内に地方公共団体において、広告付番号案内表示システム設置に類似した実績を5件以上有していること。
- (8) 故障、事故、災害等、緊急時の対応として24時間365日対応可能なコールセンター等を設けていること。
- (9) 本市の入札資格がない者、又は指名停止等の措置を受けている者でないこと。

7 応募の手続き等

(1) スケジュール

①事業の公告	令和7年12月 8日(月)
②質問書の提出期間	令和7年12月15日(月) 午後4時まで
③質問書への回答	令和7年12月17日(水)まで
④企画提案書等の提出期限	令和7年12月24日(水) 午後3時まで
⑤プレゼンテーション	令和8年 1月中旬予定
⑥選定結果の通知	令和8年 1月中・下旬
⑦決定事業者との詳細協議	令和8年 1月下旬～令和8年2月中旬
⑧契約又は協定の締結	令和8年 2月(予定)
⑨事業運用開始	令和8年 5月6日(予定)

(2) 応募方法

ア 募集要項・仕様書の配布

配布期間 令和7年12月8日(月)から

配布方法 福島市役所のウェブサイトからダウンロードによる

<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/>

イ 質問書の提出及び回答

企画提案書等の作成に関して質問がある場合には、次のとおり提出するものとする。

質問方法 質問書(様式第9号)により、電子メールでのみ受け付ける。

受付期間 令和7年12月15日(月) 午後4時まで

質問書の送信先 simin@mail.city.fukushima.fukushima.jp

※メールの件名は「【事業者名】福島市広告付番号案内表示システム設置及び運用事

業に関する質問」とする。

ウ 質問に対する回答

令和7年12月17日（水）までに福島市ホームページにて回答を掲載する。原則、電話・口頭による質問には応じない。

エ 応募書類の受付

募集期間 令和7年12月24日（水） 午後3時まで

※電話で来所時間を予約すること。

オ 審査について

令和8年1月中旬に各応募事業者によるプレゼンテーションを実施する。

8 提案書類の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案応募申込書（様式第1号）

イ 事業者等概要及び担当者届出書（様式第2号）

ウ 委任状（様式第3号）（代理人を定める場合に限る。）

エ 企画提案書（様式第4号）

オ 導入予定機器諸元調書（様式第5号）

カ 保守管理体制調書（様式第6号）

キ 納税情報確認同意書（様式第7号）（本店又は支店等が福島市に所在する法人は提出してください。）

ク 納税証明書（各市区町村様式）（福島市を営業区域とする支店等が福島市外に所在する法人は、当該住所地の市区町村で発行された直近2年分の納税証明書を提出してください。
※公告日以降に発行されたものに限る）

①法人市区町村民税

②固定資産税及び都市計画税

③軽自動車税

④事業所税

⑤入湯税

ケ 納税証明書（税務署様式その3の3）（本店所管の税務署で公告日以降に発行された納税証明書を提出してください。※3か月以内発行のものに限る）

①法人税

②消費税及び地方消費税

コ 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（※3か月以内発行のもので原本に限る。）

サ 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（※直近の事業年度分）

シ 会社の概要等（パンフレット等任意様式）

ス 地方公共団体において広告付番号案内表示システム設置事業に類似した事業実績（書式任意）

※アからスまでを適宜資料を添付の上、各1部提出すること。

エ、オ、カについては副本8部提出。

(2) 提出期限 令和7年12月24日（水） 午後3時必着

(3) 提出先 福島市市民・文化スポーツ部市民課（福島市役所 庁舎棟1階）

福島市五老内町3番1号

電話 024-525-3732

- (4) 提出方法 提出先に直接持参すること。
- (5) その他 応募書類提出後、辞退する場合には、辞退届（様式第8号）を提出すること。

9 審査結果の通知

- (1) 提出書類に基づき、事業者選定審査委員会で企画提案内容、業務実績、管理体制等を総合的に評価し、その結果を書面で通知する。
- (2) 応募のあった事業者の名称、参加数、順位などは公表しないものとする。また、選定後の提案の撤回若しくは不選定となったことについての異議申立てはできない。
- (3) 選定された事業者は、市と速やかに協議等を行い、設置・運用等に係る賃貸借契約または協定を締結するものとする。

10 その他

- (1) 設置予定場所の調査を行う場合は、事前に連絡の上、許可を得ること。
- (2) この要項に適合しないもの、企画提案応募申込書等に虚偽の記載等をしたときは、当該企画提案書等を無効とする。
- (3) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、企画提案事業者の負担とする。
- (4) 提出書類の提出後の差し替えや返却は一切行うことはできない。